

# 重要なお知らせ(保存版)

## 事故を防ぎ、長く安全に使うために 「長期使用製品安全点検制度」が 平成21年4月1日からスタート。



製品が古くなると部品等が劣化(経年劣化)し、火災や死亡事故を起こすおそれがあります。

「長期使用製品安全点検制度」※では、メーカーに所有者登録することで、適切な時期に点検通知が届きますので、点検を受けましょう。

下記の対象製品(特定保守製品)を購入した場合は、メーカーに所有者登録をしましょう。

※消費生活用製品安全法の改正に伴い創設された制度です。

### 対象製品 (特定保守製品)



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機



屋内式ガス瞬間湯沸器  
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま  
(都市ガス用/プロパンガス用)

平成21年4月1日からは  
現在お使いの製品※も  
点検可能ですので、  
詳しくはメーカーに  
お尋ねください。

※平成21年4月1日より前に製造・輸入された製品